



心と体の健康づくり ひかわスポーツクラブだより!!

教室情報

骨盤体操・ヨガ教室(対象:中学生以上)

- ◆日程: 2月4日 18日(土)
- ◆時間: 骨盤体操9時30分~10時20分
ヨガ10時30分~12時
- ◆会場: 氷川町公民館和室
- ◆費用: 各教室 1,000円
セット割り1,700円

子どもスポーツ教室(対象:年少~小3)

- ◆日程: 2月12日 26日(日)
- ◆時間: 10時~11時30分
- ◆会場: すぱーく竜北
- ◆費用: クラブ会員無料
会員外500円

バドミントン

- ◆日程: 2月10・17・24日(金)
- ◆時間: 18時30分~20時
- ◆会場: 宮原体育館

大人のダンススクール(対象:高校生以上)

- ◆日程: 2月1・8・15・22日(水)
- ◆時間: 20時~21時
- ◆会場: 野津交流館
- ◆費用: 500円

2月の教室変更情報

2月より宮原体育館利用再開により教室はすべて従来通りに復旧しました。

※最新情報はひかわスポーツクラブで検索!



熊本地震より10か月が経とうとしています。地震後利用が出来なかった宮原体育館も今月より利用再開となり、クラブで実施している教室は地震前の開催状況に復旧することが出来ました。まだまだ爪痕はあるものの、常に前進できるように、地域のスポーツクラブとして活動していきます。



融和・健康・地域の元気づくり

【お問い合わせ先】

氷川町文化センター内 ひかわスポーツクラブ事務所
☎:52-5860 FAX:52-7060 齋藤

クラブの取組は公式facebookより『ひかわスポーツクラブ』で検索

新刊図書

一般書	児童書
「葉加瀬太郎の情熱クラシック講座」 (葉加瀬 太郎)	「まめまめくん」 (デヴィッド・カリ)
「直虎と直政 井伊谷の両虎」 (岳 真也)	「ときめき図書館」 (服部 千春)
「三 鬼」 (宮部 みゆき)	「地野菜/伝統野菜」 (こどもくらぶ 編)
「幻 庵」 (百田 尚樹)	「ぜったい ひとつだからね」 (ローレン・チャイルド)
「プラタモリ6」 (NHK「プラタモリ」制作班)	「こどものゆびあみ」 (篠原 くにこ)
「ニットマルシェ」 (日本ヴォーグ社)	

開館時間

平日 10時~18時
木曜 10時~20時
土日曜 10時~17時

休館日

月曜・祝日
※詳しくはスタッフにお尋ねください。

【お問い合わせ先】 八火図書館 ☎62-3489 <http://www.hikawa-lib.jp/info/hakka/>

八火図書館だより



八火図書館本まつり開催

第43回八火図書館本まつりを開催いたします。

今年は、会場を二カ所に設けて行います。たくさんの方々のおいでをお待ちいたします。

【おたのしみ会】

◆日時 2月25日(土)

◆内容・会場

◆日時 2月25日(土)

◆内容・会場

◆日時 2月25日(土)

◆内容・会場

◆日時 2月25日(土)

◆内容・会場

◆日時 2月25日(土)

◆内容・会場

◆日時 2月25日(土)

◆内容・会場

◆日時 2月25日(土)

◆内容・会場

◆日時 2月25日(土)

◆内容・会場

◆日時 2月25日(土)

◆内容・会場

◆日時 2月25日(土)

◆内容・会場

申告はお済みですか?

償却資産(固定資産税)申告について

固定資産税は、毎年1月1日に、土地、家屋、償却資産(総称して「固定資産」)を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定された税額を、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。

償却資産とは、事業で用いる資産(構築物、機械、器具、備品など)のことをいいます。償却資産の所有者は、資産の所在する市町村に毎年申告しなければなりません。

課税対象

○土地および家屋以外の事業に利用することができる資産。

○鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産でないこと。

償却資産の評価

償却資産の評価は、取得価格を基礎として、取得後の経過年数に依る価値の減少(減価)を考慮して評価します。

【前年中に取得された償却資産の評価】
取得価額×(1-減価率/2)

【前年以前に取得された償却資産の評価】
前年度の評価額×(1-減価率)

※求めた額が(取得価額×5/100)より小さい場合は、(取得価額×5/100)を価格とします。

税額の算定

評価額を課税標準額(特例のあるものは、特例適用後の価格)として税額を算定します。

課税標準額×税率(1.4%)

※償却資産についての課税標準額の合計が150万円に満たない場合には、償却資産に対する固定資産税は課税されません。

【お問い合わせ先】

税務課 資産税係
☎52・5853(直通)

確定申告相談のお知らせ

八代税務署では、平成28年分所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税の申告会場を開設します。

開設日:平成29年2月16日(木)~3月15日(水)

(震災により被害を受けられた方に対する申告相談については、2月15日(水)以前でも受け付けております。)

◆受付 9時~16時(土日を除く)

◆場所:八代税務署 3階(八代市花園町16番地2)

※消費税及び地方消費税の申告は3月31日(金)までです。

申告に関するお知らせ

国税庁ホームページで確定申告書等作成コーナーを提供しています

国税庁のホームページに掲載している「確定申告書等作成コーナー」では、画面案内に従って金額などを入力することにより、確定申告書などを作成することが出来ます。是非ご利用ください。

作成した確定申告書などは、e-Taxを利用している提出や、印刷して郵送などにより提出することもできます。詳しくはお問い合わせください

e-Tax作成
コーナーヘルプデスク
☎0570・015901

確定申告に関するご相談は電話相談センター「0」番へ!

熊本国税局では1月18日(水)から3月15日(水)までの期間、「確定申告電話相談センター」を開設し、確定申告に関するご相談などに電話でお答えしております。

八代税務署の代表電話におかけいただくと、自動音声案内によりご案内しますので、「0」番を選択し、用件をお話しく下さい。問い合わせの内容により、オペレーターや職員などが対応いたします。



【お問い合わせ先】 八代税務署 ☎32-3141 (代表) ※自動音声によりご案内します。